

ご寄附に対する税制上の優遇措置について

公益財団法人横須賀芸術文化財団は「特定公益増進法人」に該当し、当財団への寄附金については控除の対象となります。寄附金のご協力を頂きますと、次の税制上の優遇措置を受けることができます。

なお、寄附金控除の適用を受けるためには、当財団が発行した「寄附金受領証明書」を添付して、確定申告を行う必要があります。「寄附金受領証明書」は申告時期まで大切に保管してください。

詳しくは税務署にお尋ねになるか、国税庁のサイトにてご確認をお願い致します。

個人の皆様からのご寄附

(1) 所得税の寄附金控除

当財団への寄附金は、所得税の所得控除の対象となります。寄附金額が年間 2,000 円を超える場合は、その超えた金額が、当該年の所得金額から控除されます。

$$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) = \text{所得控除額}$$

※控除対象となる寄附金額は、その年の総所得金額等の 40%が上限

(2) 個人住民税の寄附金税額控除 (2017 年 1 月 1 日から)

横須賀市または神奈川県内（横須賀市以外）にお住まいの方（ご寄附された翌年 1 月 1 日のご住所）は、住民税の寄附金控除もあわせて申告することにより、翌年度の住民税の所得割額から税額が控除されます。

$$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{住民税控除率} = \text{住民税控除額}$$

※控除対象となる寄附金額は、その年の総所得金額等の 30%が上限

法人様からのご寄附

当財団への寄附金の損金算入限度額とは別枠の損金算入限度額が設けられており、寄附金額を当該事業年度の損金に算入することができます。

(下記は、当期の月数が 12 ヶ月である場合の計算式です。)

(1) 特別損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額の } 0.375\% + \text{ 所得金額の } 6.25\%) \times 1/2$$

(2) 一般損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額の } 0.25\% + \text{ 所得金額の } 2.5\%) \times 1/4$$